

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

| | |
|--|-----|
| 規則 | ページ |
| ○秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則(七一・福祉政策課)…………… | 1 |
| 告示 | |
| ○大規模小売店舗の新設に関し聴取した意見の概要(五八五・商業貿易室)…………… | 1 |
| ○土地収用法による事業の認定(五八六・建設管理課)…………… | 1 |
| ○基本測量実施の通知(五八七・建設管理課)…………… | 2 |
| ○道路区域の変更(五八八・道路課)…………… | 2 |
| ○道路の供用開始(五八九・道路課)…………… | 2 |
| 公告 | |
| ○県営土地改良事業の換地計画の決定(鹿角地域振興局農林部)…………… | 3 |
| ○県営土地改良事業の換地計画の決定(山本地域振興局農林部)…………… | 3 |

規 則

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年十二月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第七十一号

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則(平成十四年秋田県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表十四の項中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

附 則

告 示

この規則は、平成十九年十二月十九日から施行する。

秋田県告示第五百八十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の新設に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
平成十九年十二月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)イオンタウンたかのす

二 北秋田市栄字中綱三十一一外

北秋田市長の意見

大規模小売店舗届出書(平成十九年七月二十三日付け)の指針に基づく配慮事項を確実に履行すること。
出入口①の交通警備員は通学時、特に下校時には児童生徒の安全通行に配慮すること。
E棟に係る空調音(室外機五十六く六十一)、荷捌関連音、堆雪作業音は基準以下であっても抑制に配慮すること。
北秋田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。
周辺地域の住民、事業者等の意見の概要
意見書の提出なし
四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

北秋田市役所 産業部 商工観光課

平成十九年十二月十八日から平成二十年一月十八日まで

(二) 縦覧期間

秋田県告示第五百八十六号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定に基づき、告示する。
平成十九年十二月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 起業者の名称

八峰町

二 事業の種類

八峰町役場新庁舎建設工事及びこれに伴う農業用道路並びに農業用水路付替工事

三 起業地

(一) 収用の部分 秋田県山本郡八峰町峰浜目名濁字目長田地内

(二) 使用の部分 なし

(三) 事業の認定をした理由 平成十九年十月十五日付けで八峰町より申請のあった八峰町役場新庁舎建設工事及びこれに伴う農業用道路並びに農業用水路付替工事(以下「本件事業」という。)に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

(一) 土地収用法第二十条第一号の要件への適合性について 本件事業のうち、八峰町役場新庁舎工事(以下「本件工事」という。)は、地方公共団体が設置する庁舎に関する事業であり、土地収用法第三十一条に掲げる事業に該当する。また、本件工事の施行に伴う農業用道路及び農業用水路の付替工事は、土地収用法第三十一条に掲げる事業に該当する。

(二) このため、本件事業は、土地収用法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

(三) 土地収用法第二十条第二号の要件への適合性について 本件事業は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第七項の規定に基づいて告示された八峰町が施行する事業であり、八峰町は平成十九年度一般会計予算等によって本件事業に関する必要な財源措置を講じている。

(四) このため、本件事業は、土地収用法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

(一) 得られる公共の利益 八峰町では平成十八年十月三日に当時の「峰浜庁舎」が火災により焼失し、以来「八森庁舎」、「八森保健センター」、「峰栄館」、「埴川出張所」など既存施設に町役場機能を分散して業務を遂行しているが、業務の効率的な推進や住民へサービスを提供することでは支障が生じている。また、八峰町内には災害時の防災拠点としての機能を総合的に担う施設がなく、早急な整備が必要となっている。

(二) このため、新たな本庁舎を建設して、効率的な行政運営と住民サービスの向上を図ると共に災害などの有事の際の拠点として活用しようとするものである。

以上のとおり、本件事業により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(三) 失われる利益 本件事業は、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)及び秋田県環境影響評価条例(平成十二年秋田県条例第百

三十七号)による環境影響評価が義務づけられた対象事業には該当しない。
 また、本件事業の工事に当たっては、周辺の住宅や歩行者、自動車などの交通の安全に特に支障を与えることがないものと考えられる。
 以上のことから、自然環境、生活環境に与える影響は少ないものであり、失われる利益は軽微なものと認められる。

(3) 複数案の検討

本件事業の施行に当たっては、申請案と八峰町峰浜目名潟字大沼地区の国道一〇一号线沿いの水田に庁舎を建設する案とがあるが、
 ア 地質及び立地環境
 イ 事業費の総合的な経済性
 等の基準により二案を比較検討したところ、いずれにおいても申請案が優れており、本件事業の起業地は最も適当であると認められる。

(4) 事業計画の合理性

(1)で述べた得られる公共の利益と(2)で述べた失われる利益を比較衡量すると、本件事業の実施により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(3)で述べたように、本件事業の起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められる。
 以上により、本件事業は、土地収用法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

(四) 土地収用法第二十条第四号の要件への適合性について

一 道路の区域

| 道路の種類 | | 旧新別 | 路線名 | 区 間 | 敷地の幅員(メートル) |
|-------|-------|-----|-----|---------------------------------|--------------|
| 新 | 旧 | | | | |
| | 西滝沢館線 | | | 由利本荘市山本字下野六九番から蟹沢久保田字鍛冶野七五番地先まで | 延長(キロメートル) |
| 県 道 | 西滝沢館線 | | | 〃 | 五・二〇〇〇三九・〇〇 |
| | 西滝沢館線 | | | 〃 | 一〇・四〇〇〇五二・〇〇 |
| | | | | | 一・四〇五 |

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年十二月十八日から平成二十年一月四日まで

秋田県告示第五百八十九号

(1) 事業を早期に施行する必要性
 (二)で述べたように、八峰町では、業務の効率的な推進及び住民サービスの提供並びに災害時の防災拠点の整備といった観点から、総合的な機能を有する新庁舎の早急な建設が必要となっている。
 このため、八峰町では役場内にプロジェクトチームを設けて新たな本庁舎の建設に関する具体案を策定し、町民に説明を行うと共に八峰町議会と協議を行い、『八峰町総合振興計画(平成十九年三月策定)』の中に早期に新庁舎を建設することを明記している。
 よって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件工事に係る起業地の範囲は、役場庁舎、倉庫、車庫、駐車場、ヘリポートなどの防災施設など事業計画に必要な最小限の範囲であり、関連する農業用道路及び農業用水路の付替工事についても必要最小限の範囲と認められる。
 さらに、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

(五) 結論

(一)から(四)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収

用法第二十条各号の要件を充足すると判断される。
 以上の理由により、本件事業について、土地収用法第二十条の規定に基づき、事業の認定をするものである。
 五 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
 八峰町総務課

秋田県告示第五百八十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。
 平成十九年十二月十八日

秋田県知事 寺田典城

一 作業の種類

基本測量

二 作業を行う地域

秋田市

三 作業を行う期間

平成十九年十二月十四日から平成二十年三月二十一日まで

秋田県告示第五百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十九年十二月十八日

秋田県知事 寺田典城

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十九年十二月十八日
 秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 |
|-------|-------|----------------------------------|
| 県 道 | 西滝沢館線 | 由利本荘市蟹沢字釜ヶ淵三二二番一地从先から字川原六番一七地先まで |

公 告

二 供用開始の期日 平成十九年十二月十八日
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十九年十二月十八日から平成二十年一月四日まで

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二
 第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、
 同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づ
 き、公告し、次とおり縦覧に供する。

平成十九年十二月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(二本柳地区
 担い手育成基盤整備事業)換地計画書の写し

二 縦覧期間 平成十九年十二月十九日から平成二十年一月二十
 三日まで

三 縦覧場所 鹿角市役所

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二
 第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、
 同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づ
 き、公告し、次とおり縦覧に供する。

平成十九年十二月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(大台野地区
 県営ほ場整備事業(担い手育成型)換地計画書の写し)

二 縦覧期間 平成十九年十二月十九日から平成二十年一月二十
 三日まで

三 縦覧場所 能代市役所本庁舎

三種町役場山本総合支所

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 0862-8766 FAX 0863-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄